

藤沢市職員定数条例の一部改正について
藤沢市職員定数条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員定数条例の一部を改正する条例
藤沢市職員定数条例（昭和24年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,038人」を「2,052人」に，「797人」を「808人」に，
「228人」を「230人」に，「3,544人」を「3,571人」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，行政需要の増加に対応し，及び既存の業務を見直すこと等に伴い，職員定数を改める必要による。